

Governance

ガバナンスへの取り組み

大東建託グループでは、「業界を牽引するガバナンス体制の構築」を「7つのマテリアリティ(重要課題)」の一つとして特定し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでいます。また、リスクマネジメントや腐敗・不正防止、コンプライアンスを徹底することで、企業価値の最大化につなげています。

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

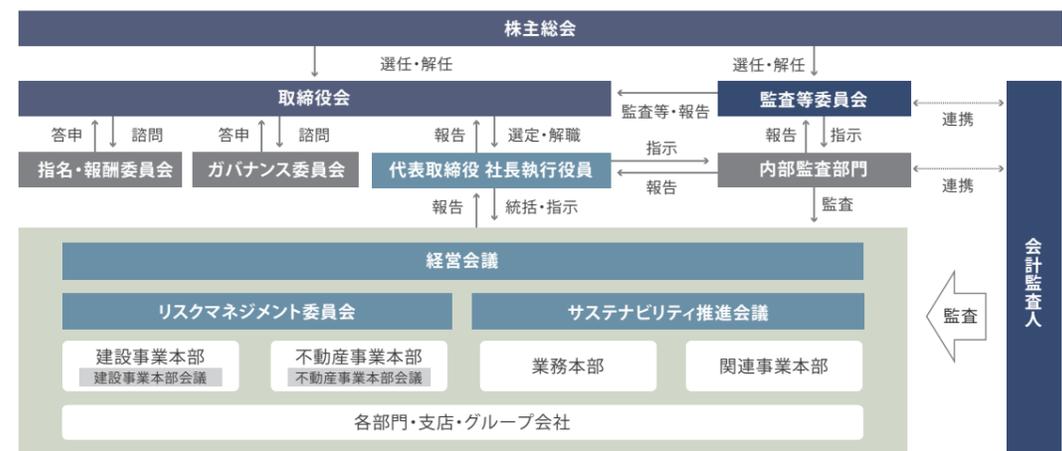
当社グループは、株主様をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)のみならず、企業価値を最大化すること、「経営の効率性・透明性を向上させる」ことをコーポレートガバナンスの基本方針・目的としています。このため、企業倫理と遵法を徹底し、内部統制システムの整備・強化および経営の客観性と迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでいます。

ガバナンス

今般、取締役会における重要な業務執行の決定を取締役へ委任することで意思決定の迅速化を図ると共に、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移していくこと、また監査等委員が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能の強化を図ることなどを目的として、2023年6月より「監査等委員会設置会社」に移行しました。

コーポレートガバナンス体制

コーポレートガバナンス
▶ 統合報告書 P57



内部統制

当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を3分の1以上選任することで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合していることの監視および監督を強化しています。

また、グループ全体の事業活動に関するあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減すべく、「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けると共に、内部監査部門からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進しています。

内部監査部門は、監査計画に基づき、当社および当社グループ会社に対して監査を実施しています。被監査部門に対する改善事項の指摘・指導や従業員へのインタビューを行うなど、業務遂行状況や問題点の実態を把握

することで、監査の実効性を確保しています。監査結果は取締役および監査等委員会へ報告がなされ、報告された監査結果に基づき、必要に応じて是正・改善指示を行っています。J-SOX担当部門は、財務報告に係る内部統制計画および方針に基づき、全社的な内部統制の状況、業務および決算・財務報告のプロセスについて適正性を監視し、その結果を取締役会および監査等委員会へ随時報告を行っています。

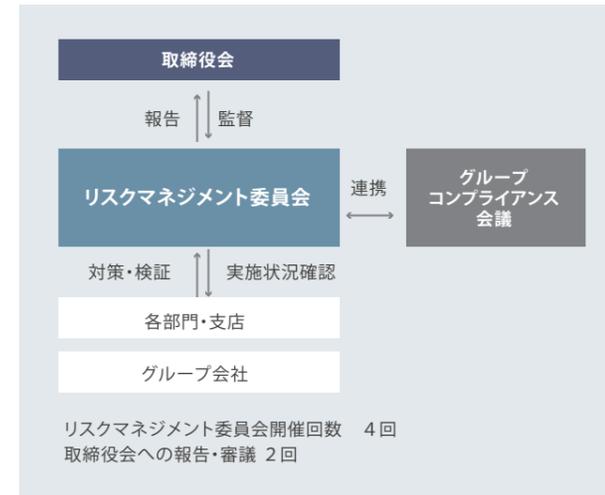
コンプライアンス担当部門は、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しています。加えて、コンプライアンス担当部門および外部の弁護士事務所等に内部通報窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めると共に、同部門が主導となり、執行役員や全社員を対象としたコンプライアンスに関する教育や情報提供を定期的に行い、遵法意識の向上と不正防止などを推進しています。

リスクマネジメント

リスク管理

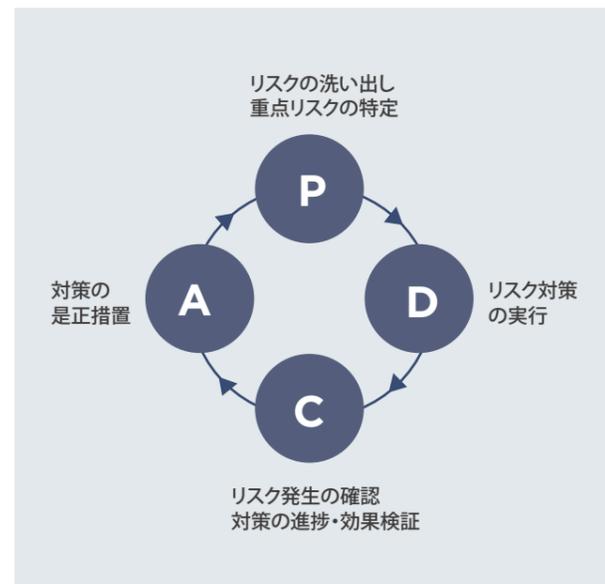
「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役を議長とし、取締役3名、執行役員2名を含む計11名で構成しています。当委員会にて、当社グループの事業活動におけるリスクを分析し、発生可能性と影響度で評価の上、重点管理項目を定め、これをモニタリングを行う体制を構築しています。また、万一リスクが顕在化した場合の初動対応策を定め、リスク低減を図る体制も備えています。当委員会は四半期ごとに開催し、リスクの状況と重点管理項目の見直しなど、PDCAを回すことで形骸化を防止し、適正な管理により、リスク顕在化抑制に努めてまいります。

リスク管理体制



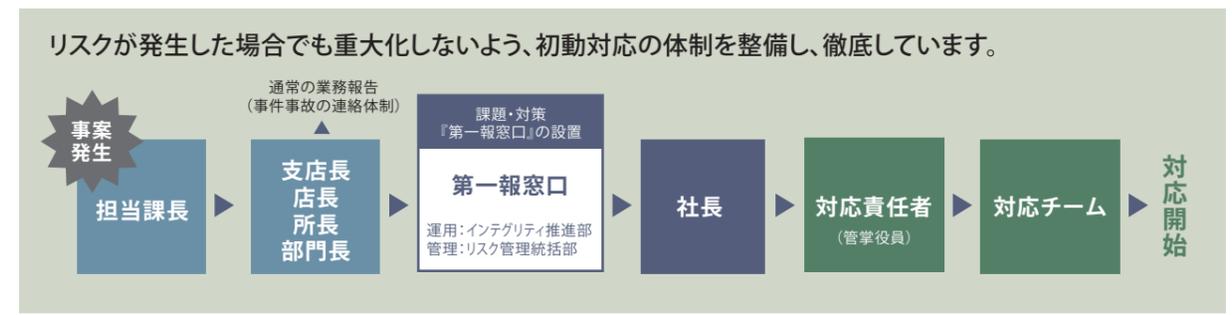
戦略

「リスクマネジメント委員会」では、リスクを網羅的に1,000項目程度洗い出し、「建築基準法違反」「サブリース法関連法規違反」「ハラスメントの発生」「業務上の不正」「人材不足」「システム障害による業務停止」「取引先との信頼関係悪化」などに分類し、100項目程度のリスク一覧表を作成しました。このリスク一覧表から経営レベルで把握すべきリスクを「発生可能性」「影響度」で評価し、経営として管理監督が必要な重点リスクを特定し、これに対して「仕組み」「チェック機能」「教育」の3つの観点で対策を打ち、実施状況、発生状況のモニタリングを行っています。重点管理リスクは定期的に見直し、PDCAを回すことで、リスク低減に努めてまいります。



リスク管理(具体的な取り組み)

建築基準法関連規制の違反リスク	事象:手抜き工事やミスなどにより、建築基準法に適合しない建物が発生する 対策:設計・工事・監理によるチェックの再徹底、施工指導員によるチェック体制強化
宅建業法関連規制の違反リスク	事象:重要事項説明不備や、広告・ホームページへの誤情報掲載など 対策:システムによるネット掲載の促進
サブリース法関連規制の違反リスク	事象:建築営業活動における不当勧誘・誇大広告 対策:訪問禁止先の共有・システム化、訪問禁止先訪問時の対応をマニュアル化
ハラスメントの発生	事象:パワハラ、セクハラなどの事象が発生、SNS等での拡散 対策:パワハラ懲戒処分の厳罰化、トップ発信による内部通報制度の周知徹底
会計不正・業績操作	事象:業績達成のプレッシャー等による粉飾決算 対策:支払いガイドライン策定によるルール明確化、経理と予算責任者の分離
横領・着服	事象:お客様への架空請求、取引先を介してのキックバック 対策:支店長による顧客様ヒアリングの実施、リスク管理統括部による顧客様面談
労働法規違反	事象:36協定違反の発生、処分、ブラック企業公表 対策:休日やコアタイムなどの実態に即した見直し
施設・設備の毀損・老朽化	事象:管理建物の毀損・修繕対応不備 対策:築10年目の赤外線などをを用いた調査
個人情報管理不備	事象:メールの間違った送信や、外部アプリのウイルス感染などによる個人情報の流出 対策:個人情報保護研修の実施
取引先との信頼関係悪化	事象:金融機関への融資関連書類の改ざん、架空契約 対策:押印なき事業資産書を無効とすることを融資先へ周知、システムによる入力規制
自然災害	事象:大規模な地震、水害などによりお客様・従業員が被災 対策:グループBCPの整備、防災ビジョンの策定



指標と目標

項目	2020年度	2021年度	2022年度
重大リスクの発生	0件	0件	1件*

※不適切会計

腐敗防止

基本的な考え方

当社グループは、「国連グローバルコンパクト」の4分野10原則に署名し、賛同・支持しており、また腐敗につながる行為を「大東御法度7箇条」を策定するなど、贈賄、資金洗浄、横領などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。また、法令に抵触はしなくても、腐敗を助長したり、倫理的に許されないと考えられる行為については、「大東建託行動規範」に則って、これを禁止しています。また、これらに抵触した行為が発覚した場合、当事者は懲戒解雇を含む、厳格な処分をもって臨むこととしています。

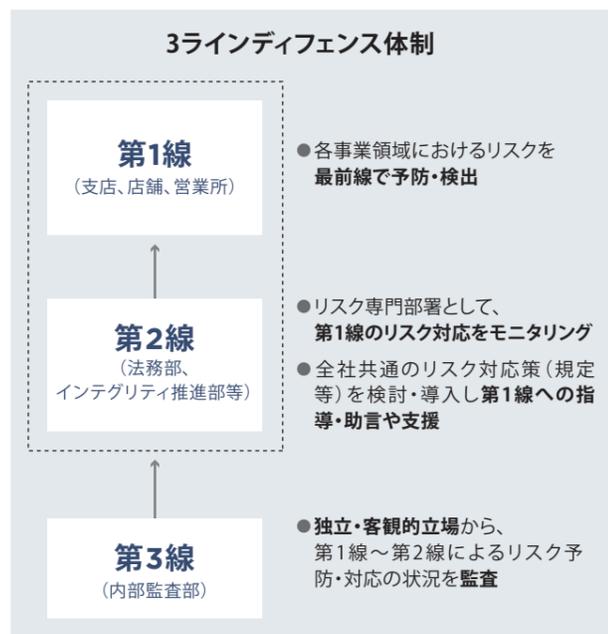
大東御法度7箇条

当社一連の規則の中で特に重要な禁止事項を「御法度」として定め、「最大懲罰は解雇」とあらかじめ周知することで、その徹底を図るものである。

1. 取引業者からの供給等の禁止
2. 社内及び社外関係者との金品を賭けた遊戯(麻雀・ゴルフ・ボーリング・カラオケ等)の禁止
3. 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)の根絶
4. 中元・歳暮の禁止
5. 会社制度に関連する個人的謝礼の禁止
6. 社員間・顧客・取引先との金銭貸借や投資勧誘の禁止
7. 文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

ガバナンス

当社グループでは、腐敗防止・公正な競争と取引の遵守にあたって、取締役の監督のもと、内部監査および内部通報制度をはじめとする内部監視システムを整え、腐敗行為の抑止、発見に取り組んでいます。また、内部統制強化策として、「3ラインディフェンス体制」を敷き、第1線となる現場が行うリスク防止策を第2線である法務部、リスク管理統括部など、リスクの専門部門が、第3線となる内部監査部が第1線から第2線によるリスク防止、対応状況をモニタリングする体制を構築しています。なお、これらの状況は、内部監査部から「リスクマネジメント委員会」へ報告し、同委員会から取締役会へ報告することで、取締役会によるモニタリングと、指示を受ける体制が構築されています。



戦略

腐敗防止に関する全従業員向けのコミュニケーション

当社グループでは、「大東建託行動規範」において、公正かつ自由な競争の確保、政治・行政との適正な関係の構築、反社会的勢力の排除を規程しており、さらに「大東御法度7箇条」では腐敗を助長する行為を行わないことを掲げています。

加えて、これらの方針を従業員に向けた周知・教育するため、定期的にコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、腐敗防止を含む不正防止、コンプライアンスの徹底と知識・意識を高めています。

【コンプライアンス通信】～反則技「丸投げ」「無茶振り」「抱え込み」～ <大東建託グループ>



内部通報制度と公益通報者の保護

当社グループでは、内部通報に係る社内規程を策定し、コンプライアンス推進部門内の通報・相談窓口に加え、弁護士事務所およびグループ全社員が利用可能な外部委託の受付窓口を設けています。電話や電子メール等のさまざまな方法により通報できる体制を整備し、不正行為等の早期発見と是正に努めています。また、内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うと共に、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。

加えて、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うと共に、取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。

また、内部通報に関する社内規程により、通報者が特定されないように調査を行うことや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護されるよう体制を整備しています。

指標と目標

項目	2021年度	2022年度	2023年度(目標)	
内部通報件数	250件	281件	—	●政治献金の実績はありません。
コンプライアンス浸透度*1	86.2%	86.9%	88.0%	●腐敗防止に関する従業員の処分、及び解雇はありません。
重大なコンプライアンス違反件数	0件	1件*2	0件	●第三者との関連を含む、腐敗に関する罰金、罰則、和解などにかかる費用の発生はありません。

※1:2021年度は単体実績 ※2:不適切会計